

平成30年

東松島市教育委員会第3回臨時会会議録

東松島市教育委員会

東松島市教育委員会第3回臨時会会議録

- 1 招集日時 平成30年6月6日(水) 午後4時00分
- 2 招集場所 東松島市役所 301会議室(3F)
- 3 出席委員 教育長 工藤 昌明 委員 木村 和彦 委員 福田 ゆかり
委員 鹿野 あい子 委員 松岡 勝久

4 傍聴者 なし

5 説明のため出席した者

教育次長	奥田 孝信
教育総務課長	勝又 啓普
参事兼学校教育課長	熱海 良彦

6 本委員会書記

教育総務課教育総務班長	奥田 和朗
-------------	-------

7 開 会 午後4時05分

8 出席確認

教育長 出席の確認を行わせていただきます。本日は、委員全員の出席を頂いておりますので、会議定足数に達しております。

9 開会宣言

教育長 ただ今から、平成30年東松島市教育委員会第3回臨時会を開会いたします。
(教育長あいさつ)

10 会議録署名委員の指名

教育長 本日の会議録署名委員の指名を行います。
本日の署名委員は、鹿野委員と松岡委員にお願いいたします。

11 議 事

教育長 本日の議事に入ります。報告事項 野蒜小学校津波訴訟について、を議題とします。事務局より説明を求めます。

(勝又教育総務課長より説明)

教育長 ただいまの件について、昨日、校長会議の方で指示をさせていただいておりましたので、補足させていただきます。お手元に校長会議の資料があると思いますのでご覧下さい。「野蒜小学校津波訴訟の上告棄却を受けて」ということで、司法の判断を真摯に受け止め、判決内容を今後の防災教育に生かしていく。子どもの命が失われるという悲しい出来事が二度と起きないように、教育委員会と学校が共に努力する。ということでございます。訴訟対象の子どもさんを含め、幼稚園児から中学3年生までのお子さんで33名が亡くなっておりますので、しっかり対応していきたいというのが基本的な考えです。具体的に、各学校での

対応は、防災マニュアルの再点検と必要に応じた改善、引き渡し手順などの保護者への周知徹底と訓練の実施、緊急時に的確な判断をするための情報収集を含む校内体制の確立。この3点を各学校にお願いしたところでございます。現在の市で定めております防災マニュアルでも引き渡しにつきましては、引き渡し名簿に記載されていない方には、引き渡さないというルールは、この判決の前にすでに決めて、指示はしております。また、津波警報の発令中は、原則として保護者への引き渡しは行わないと、保護者の安全を守るということで決めております。危機管理体制の充実の部分は、特にこの判決を受けて、結果責任という部分が非常に大きくて、子どもの命が失われるという結果が大きいと、その責任はどこかというような追求になりかねないので、そういう意味で、危機管理体制を徹底して下さいと、管理職のみならず、教職員の危機管理意識を高め情報収集・情報伝達など、校長の決断を支える校内体制を避難訓練などの機会を利用してしっかり整えてもらい、それから、学校運営協議会やPTA、地域の自主防災組織などとの連携を図って、地域、保護者、関係各機関を巻き込んだ管理体制を構築するというように指示したところでございます。こういう方針で、教育委員会としては取り組んでいきたいと思っております。

では、これまでの経過を踏まえまして、各委員よりご意見を承りたいと思っております。

木村委員　　まず、亡くなられたお子さんには哀悼の意を表したいと思っております。危機管理のことなのですが、震災後何年か経って、実際に東松島市とか石巻市など沿岸部にいなかった先生方が多く来られてるということで、危機管理の認識の度合いが少しずつ少なくなっている先生方もおられるのかなと思っておりますので、特に他の地域から来られた先生方に対しては、危機管理をもう一度重く受け止めていただくよう、ご指導いただければなと思っております。

福田委員　　今回の判決を真摯に受け止めたいと思う反面、やはりもう一度、当時のことの話し合いをなされなかったことが少し残念に思います。今後の良い方向に生かせるのではないかという考えがあったのですが、棄却ということで、教育長がおっしゃったように結果論ということになってくるので。防災マニュアルの再点検で心配なところがあったのですが、引き渡し登録者以外には引き渡しを行わないとのことなのですが、その場合、保護者以外を書いて良いのか否かを全てにおいて徹底していただければなと思っております。例えば、いくら登録者にしても、保護者以外の方に引き渡して、また同じようなことにならないように徹底していただければと思っております。コミュニティ・スクールが広がっていく中で、防災についても、避難所になったときに、先生との連携が上手くとれるように、自主防災組織などをやっている方もいるので、先生方を置き去りにしてやってしまうようなことがあったりとか、自治会の防災担当と学校の動きが別にならないように、話し合いをもてるような機会もつくっていただければな

と考えておりました。

鹿野委員 この判決を読ませていただいて、詳細に書かれておりましたので、いろいろと考えまして真摯に受け止めたいと思っています。「今後どうするか」というのが問題になってくると思いますので、教育長、市長がお話されていますとおり、マニュアルの再点検で不備な点は直す、足りない部分は付け足すと、充実させていくとともに、保護者との共通理解も必要なのですが、地域、そして消防署など各団体とも手を結んで、地域の状況に合わせた防災マニュアルをつくっていくのが大切なのかなと思いました。それから、登録していない保護者の方に引き渡したということが非常に問題視されておりました。連れていってくれた方の気持ちとしては、親切というか、近くの知っている子どもさんが、誰も迎えに来ていないから連れていってあげようということだった、というのは裁判長も認めてはおりますが、やはりこのような司法判断となると、法令というのが大切になってくるんだなと胸を痛めております。それから、危機管理体制の充実ということで、市長がお話されておりましたが、未曾有の体験ということで、今までかつてない体験だった。柔軟に対応することが必要であったとのことでしたが、その柔軟な対応をするにあたって、やはり職員の共通理解や実際に訓練をすることが必要なのだと思いました。もしまた同じようなことがあった場合でも、対応できるように十分に話し合い等をもっていかなければならないと感じておりました。

松岡委員 危機管理についてですが、防災というと広い範囲で訓練しなければならないと思います。津波に限らず、地震、雷、台風ですとか、状況に応じて対応も違ってくると思いますので、状況に応じた危機管理体制の構築が非常に今後大事になってくると、そして訓練していかなければならないと思います。

教育長 それでは、各課長からも何かあればお願いします。例えば、教員異動によって、新規にくる教員への対応というあたりについて。

熱海課長 学校に確認したわけではなく、現場校長時代の経験を踏まえてお話しすると、異動があって新たに転入される教職員に対しましては、学校防災マニュアルの読み合わせであったり、管理職からの説明というのは4月あるいは5月の職員会議等で行っておりました。おそらく本市においても、確認はしているものと思います。そうでないと危機管理体制の構築というところでまずいことなので。先ほどのお話にありました、津波だけではなく自然災害、クマや不審者など、危機管理体制の防災のみならず、そういった面での防災を含めた危機管理マニュアルの点検、改善は必要であると感じておりますし、市内11校の各学校の防災マニュアルは教育委員会のほうに提出していただいておりますので、市教委としても点検を進めているところでございます。

勝又課長 マニュアルも重要ですが、やはり危機管理の部分が一番重要であるなという受け止め方をしておりました。一番重要なのは、学校であれば子ども達の生命

を確実に守るという判断であり、状況によってマニュアルが本当に良いものなのかということもありますので、的確な判断ができる危機管理、情報収集を含め、あらためてその部分が重要であると思っておりましたので、そのへんを学校教育課と学校と一緒にになって確立していく必要があるのかなとあらためて認識したところでございます。

奥田次長 委員のみなさまのお話のとおり、学校教育課長、教育総務課長も話しましたがけれども、やはり新しく来られる先生方の防災に対する意識、それから、地域、関係機関との共通認識をやはり深めていって、コミュニティ・スクールのお話も出ましたけれども、コミュニティ・スクールをとおして、先生方も地域の人達と話をしながら、意識を高めていければなと思っております。

教育長 今、お話がありました。教員の異動というのは本当に大きな問題で、2年から5年くらいで変わっていくわけで、校長会議や教頭会議で、「とにかく地域を知る」「地域の人を知る」ということを重視して指示はしています。学校担任をもっている先生は家庭訪問をする中で地域を覚えるんですね。地域を知るという意味では、家庭訪問は非常に重要なので、できれば、年に2回でもやってもらえればいいなと思うのですが、管理職は意識して歩かないと覚えられないので、そういう意味でも指示はしているところです。それから、コミュニティ・スクールになった時に、福田委員からあったように、指揮・命令が避難所で2つになっては困るので、今回の判決の中でも触れていたと思うのですが、学校の先生の役割は基本的に子どもの生命を守ることにありますから、子どもについては学校の責任でしっかり守ってもらい、避難所全体については、自主防、地域あるいは市役所職員による管理というのが原則となっておりますので、その辺の混乱がないようにしなければならぬとあらためて思いました。そういう意味でも、自主防と一緒にした訓練をなお継続していかなければならぬなと思っております。マニュアルについてですが、マニュアルに従って、保護者以外・名簿にある人以外には引き渡さない、では、親以外も書いて良いのかということですが、保護者の申告になりますので、保護者の責任において「この人」とお書きになれば、それは大丈夫です。例えば、学校で引き渡しのところをどのように決めているかなのですが、宮野森小学校は引き渡しを行う時に、引き渡し登録者を確認して、確認ができたなら該当児童を呼んで子どもに確認をするルールになっております、これは、震災だけではなくクマでも不審者でも同じルールになっております。矢本東小学校も同じように、「 の保護者の です。」あるいは「 の祖父の です。親が来れないので代わりに来ました」と言い、子どもに迎えに来たのが誰か聞き、合っていれば引き渡すというルールになっております。しかし、本当に危機的な状況で、この高等裁判所の判決の27ページに「したがって、本件校長」という段落がありますが、この4行目に「その者に引き渡す方が、本件小学校において保護を継続するよりも安全であることが明らかである」といった特段の事

情がない限り、災害時児童引取責任者以外の者に引き渡してはならず、災害時児童引取責任者の引取りがない間は、本件小学校において責任をもって保護を継続すべき義務を負っていたというべきである。」という表現ですが、特段の事情があった場合に、つまり、マニュアルにはないが、引き渡した方が助かる可能性が高いと判断した時に、その場合は引き渡した方が良いということですよ、この表現は。というわけで、最終的にはその場の判断でやらなければいけないところがあるので、校長会での指示としては、とにかく校長の判断を支える情報収集の仕組みづくりについて触れたのですが、非常に学校としては結果責任的に、マニュアルどおりにやったために亡くなった場合に「マニュアルどおりでした」と言っても、今回の大川小判決なんかは「ハザードマップどおりだったんです」と言っても、マップ自体を疑うみたいなことになると、際限なく現場の負担は増えると思います。責任は重くなっているの、まさに最前の知見を確認しながら、最大限の努力をしていく、そして子どもの命を守るということでしかないのかなと思っておりました。

ここまでで、さらに委員からご意見等がございますか。

(各委員意見等なし)

教育長 裁判の中で、当時の教務主任の先生の発言があって、最後にこう言っています「校長先生は児童の安全を第一に考え行動していました。保護者等が引き取りに来ない子ども達を集め、必死に励まし続けていたのは校長先生でした。校長先生を含め私たちは当時、ベストを尽くして児童の安全を必死に守ろうとしていたことは、どうか理解していただきたいと思っています。」という発言があって、第二審では、先生方が一生懸命やっていたことについては一行入りました。そういうところは理解していただいていたかなと思いますし、いろいろな声がこれからも聞こえてくると思いますけど、あの時、先生方が一生懸命やっていたということについては教育委員会としても、しっかり踏まえて、これからも学校の先生方が一生懸命やってくれると思いますので、各委員のみなさまにもお支えいただければと思います。

それでは、以上をもって終了としてよろしいでしょうか。

(各委員意義なし)

教育長 事務局から何かございますか。

(奥田班長 事務連絡)

教育長 以上をもちまして、平成30年東松島市教育委員会第3回臨時会を終了いたします。

11 閉 会 午後4時45分

1 2 本委員会の次第は次のとおりである。

報告事項 野蒜小学校津波訴訟について

上記記録の正確なることを認め、ここに署名する。

平成30年6月22日

会議録署名委員

会議録署名委員